

別紙類

別紙1	職員初動マニュアル.....	207
別紙2	洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等.....	241

職員初動マニュアル

～災害時応急対策・活動の手引き～

令和5年6月

山 北 町

◆ は じ め に ◆

本マニュアルは、地震や風水害などの災害が発生した時に、山北町職員がとる基本的な初動対応について説明しています。

しかし、実際に災害が発生したときには、本マニュアルを基本としながらも、災害の種類と規模に応じて別の対応をとることが最善の策となることもあります。

災害発生時の初動体制の確立のためには、職員一人ひとりが自主的に行動することが極めて重要です。今後いつどこで発生するかわからない災害に備えて、被害を最小限に食い止めるため、本マニュアルでは、職員の初動対応について概略を示しました。

災害時には、職員全員が防災担当職員となり、迅速的確な初動体制が確立できるよう、常日頃から危機管理意識を持ち、日々研鑽に努めるなど本マニュアルを有効に活用してください。

● 目 次 ●

第1章 災害に対する心構え	第5章 避難所等の開設・運営
第1節 山北町職員としての心構え…… 1	…………… 25
第2節 地域住民としての心構え…… 2	
第2章 初動体制の確立	第6章 災害時広報
第1節 災害が発生した場合の行動…… 3	…………… 29
第2節 登庁直後の確認事項…… 6	
第3節 初期活動の実施…… 6	
第3章 非常配備	
第1節 配備区分…… 12	
第2節 参集基準…… 13	
第3節 参集手段…… 14	
第4章 被害情報の収集・とりまとめ	
第1節 被害状況等の調査収集…… 17	
第2節 応急対策・活動…… 19	



第1章 災害に対する心構え

第1節 山北町職員としての心構え

大地震等、大規模な災害が発生したときは、町民の身体生命財産を災害から守るため、消防、警察、自衛隊等の関係機関並びに地域住民と一体となり、広範囲な災害応急対策、災害応急活動を迅速に行わなければならない。

災害時は、日常の行政業務とは異なった非常事態に対応する組織の下で、異なった任務・行動を行うケースが多く、全職員のチームワークが極めて重要である。職員は、平時から各自の任務を十分自覚し、一致団結して防災活動が円滑に行われるよう務める必要がある。

① 職責の自覚	常に全体の奉仕者であることを自覚し、困難な状況にあっても毅然として職務の遂行に邁進し、職員が一致団結して役場機能を発揮して、町民の信頼・負託にこたえなければならない。
② 参集の義務	大規模な災害が発生し、若しくは発生する恐れがあることを知ったときは、地域防災計画に基づき、可能なあらゆる手段・方法により、速やかに参集して所定の配置につかなければならない。
③ 積極的な対応	災害時には、常に、即断即決かつ最善の行動が求められるため、躊躇することなく積極策をとるよう心掛ける。
④ 臨機応変の措置	不測の事態が発生した場合等（人が倒れている等）は、的確に事態の状況を把握するとともに、緊急性を要するものを優先し、適切な判断をする。
⑤ 組織規律の維持	発災直後は、混乱や情報の錯綜が予想される。このため、自分の現在位置と行動を常に明らかにし、情報を精査して正しい情報を共有し、組織として非常事態の対応に務める。緊急な事案に対応するため、やむを得ず持ち場を離れる場合は、上司等に報告する。
⑥ 罹災者に対する応接	災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を考慮し、常に、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎むこと。
⑦ 服装について	特に指示があった場合を除き、防災服（作業服）とし、ヘルメットを着用する。災害の状況に合わせヘッドライト等の照明具、手袋、長靴、雨具等を用意する。

第2節 地域住民としての心構え

わたしたちは、町の職員であると同時に、地域の住民でもある。したがって、自分たちの住む地域を災害から守ることも重要な役目である。また、災害時に災害対策活動に専念するには、家族等の生命、身体等の安全を確保することが必要であり、そのためには、地域住民として、家族の一員として次の事項に留意する心構えが必要である。

① 防災に対する意識の普及	地域で行う防災訓練には積極的に参加し、救出・救護、初期消火方法等を身につけておく。また、地域の防災体制について認識を深めるとともに、地域防災の推進役として地域住民に対して防災意識の普及に努める。
② 日頃からの災害への備え	地震に限らず、災害には日頃の備えが非常に重要である。過去の地震災害を見ても、日頃からの家屋等の保守点検、家具等の転倒防止策などがいかに重要であったかが分かる。災害に対しては、被害を未然に防止または最小限に抑える。
③ 万全な家庭の防災対策	いざ災害が発生したときには、町職員は先頭に立って災害対策活動にあたらなければならない。参集後の心配事や不安なく災害対策に専念できるよう、家庭内の防災対策（非常持ち出し品等の準備、避難場所や連絡方法の確認等）について、日頃から家庭内で話し合っておくこと。



第2章 初動体制の確立

第1節 災害が発生した場合の行動

1 勤務時間内に発生した場合

1) 来庁者等の安全確保

役場来庁者、施設利用者等の身の安全を確保することを第一に、冷静に適切な措置（パニックの防止、避難誘導等）をとること。

2) 災害情報等への注意

常に災害に関する情報や、上司からの指示に注意を払うこと。

3) 災害発生への備え

不急の行事、会議、出張は中止すること。

4) 配備への備え

非常配備が発せられたときに、速やかに指示に従えるよう、庁内放送等に注意するとともに、みだりに席を離れず、席をはずす場合は上司等に行先を告げておくこと。

5) 勤務終了時の注意

勤務時間が終了した場合においても、所属長の指示があるまで退庁せず待機すること。

6) 出張時の措置

出張など勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を求めること。

連絡がとれない場合は、自主的に町役場等に戻る。

※まず、身の安全を確保し、自らが冷静となり、適切な行動をとること。

2 勤務時間外に発生した場合

1) 配備基準の事前確認

職員は、あらかじめ自らの登庁すべき配備基準を確認しておき、地震発生時には震度に応じ、速やかに登庁すること。

なお、2号配備の場合は、全職員が自主登庁する。

2) 身の安全の確保

発災直後は、職員自身、家族、近隣住民などの安全確保を最優先に行動すること。

3) 正確な情報収集

テレビ・ラジオ等から正確な災害情報等を直ちに収集し、家族に適切な指示をするとともに、近隣住民に対しては山北町職員として毅然とした態度で、落ち着いた行動をとるよう指示すること。

4) 登庁時の留意事項

◆ 適切な登庁手段の準備 ◆

災害の種類・被害状況に応じ、適切な手段を用いて登庁すること。

特に、大規模地震の発生時や大雨により災害が発生している状況にあつては、公共交通機関が停止すること、高速道路が通行規制されていること、併せて町内各所で渋滞が発生することが予想される。このため、平素から徒歩・自転車・バイクなど非常時に対応できる登庁手段（副手段）を準備し、いざというときに使用できるようにする。

◆ 登庁途上における被害状況の把握 ◆

登庁途上における人的被害・建物被害・火災発生状況・住民の動静・道路交通状況等を、登庁に差し支えない範囲で把握し、登庁後速やかに本部に報告すること。

◆ 登庁困難な場合の措置 ◆

道路交通の途絶等により登庁が困難な場合には、各支所や最寄りの公共施設に参集し、当該施設管理者の指示に従って防災活動にあたること。

なお、その旨を所属長に速やかに連絡すること。

3 配備体制

1) 自主参集（勤務時間外）

勤務時間外に地震が発生した場合、町職員にあつては、テレビ・ラジオ等で速報される地震情報、自宅周囲の状況などから町内に大規模な被害の発生が予想される場合は、動員指令を待つことなく自己の判断により直ちに、あらゆる手段を持って所定の参集場所に参集し、災害応急活動に従事する。

2) 日直及び夜間警備員の業務

日直及び夜間警備員は、緊急災害情報を受けた時、直ちに、関係職員に連絡し、その指示を受けて適切な措置を講じなければならない。

3) 動員配備の決定

災害が発生した場合、地域防災課長は、配備の基準をもとに、町長と協議し、動員配備の区分を決定する。なお、緊急を要する場合には、在庁（または連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

4) 動員実施

- ① 動員は災害対策本部長（町長）が発令する。山北町災害対策本部組織図（p 8 参照）に示す各部長は、参集状況を本部長に随時に報告するものとする。
- ② 動員について各部に調整の必要がある時は、本部長が行うものとする。

第2節 登庁直後の確認事項

登庁した職員は、まず次の事項の確認を行うこと。

確認事項

- ①庁舎の被災状況 → 建物、庁舎内の散乱状況、電気・水道等の供給状況
- ②庁舎周辺の状況 → 被災建物、道路の交通状況等
- ③火気、危険物の確認
- ④通信機器の通信状態 → 電話、防災行政無線、県防災行政通信網、L G W A N 回線、インターネット回線等

第3節 初期活動の実施

上記の確認を行った後、次の初期活動を行うこと。なお、大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想されるため、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により行うこと。

1 気象・地震情報、被害状況等の収集

本部は、町内の各地区の被害状況を、職員の報告、消防団や自治会長等から収集・集約する。

本町周辺自治体の被害状況は、県、消防、警察等と連絡をとり、情報収集する。

なお、電話は輻輳※（ふくそう）し、かかりにくいため、県防災行政用無線や災害時優先電話を活用すること。（※輻輳：回線にアクセスが集中し、繋がりにくくなる、あるいは回線がダウンする状態）

◆ 災害時優先電話（アナログ電話） ◆

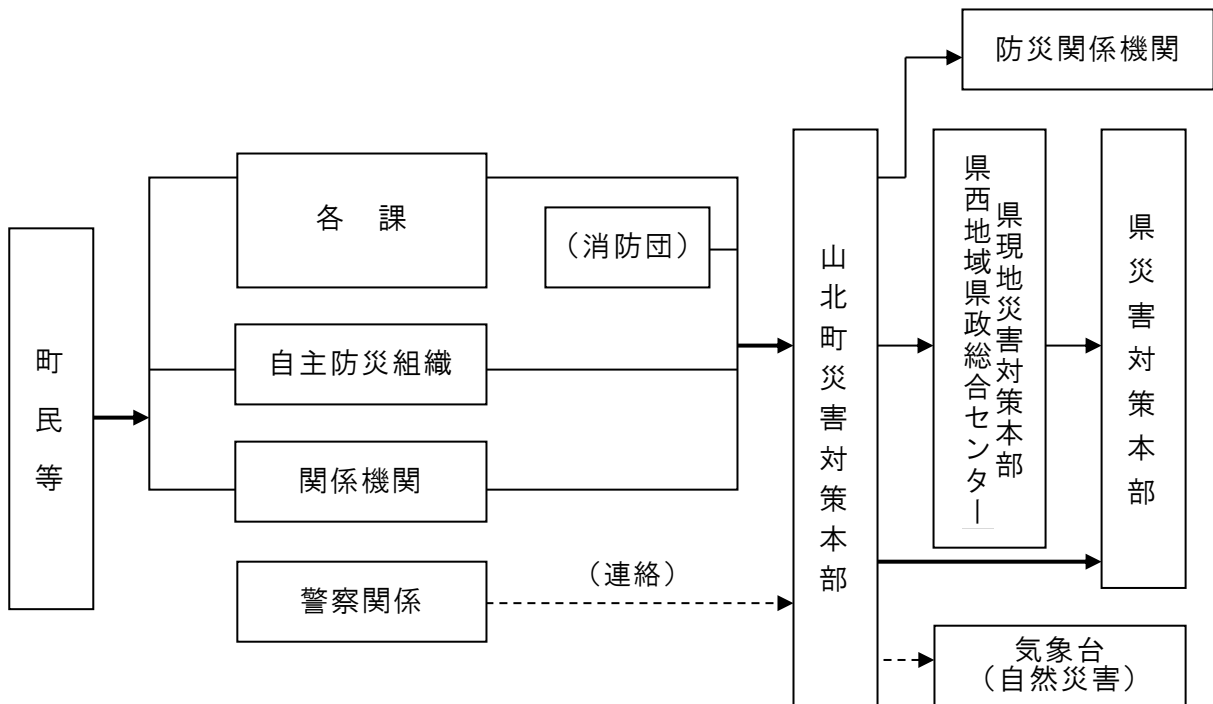
施設名	電話番号	施設名	電話番号
山北町役場(2階)	0465-75-3661	健康福祉センター	0465-75-0827
山北町役場(3階)	0465-75-3660	皆瀬川浄水場	0465-75-1516
山北町役場(防対室)	0465-75-1123	山北中学校	0465-75-0755
山北町役場(防対室)	0465-75-1124	川村小学校	0465-75-1142
山北町役場(防対室)	0465-75-1125	やまきたこども園やまっこ園舎	0465-75-1145
清水支所	0465-77-2121	やまきたこども園わかば園舎	0465-75-1144
三保支所	0465-78-3160	向原保育園	0465-75-1146

◆ 衛星電話 ◆

施設名	電話番号	施設名	電話番号
地域防災課	8821-6695-0078-1	清水支所	8821-6695-0086-1
都市整備課	8821-6695-0078-0	三保支所	8821-6695-0081-9

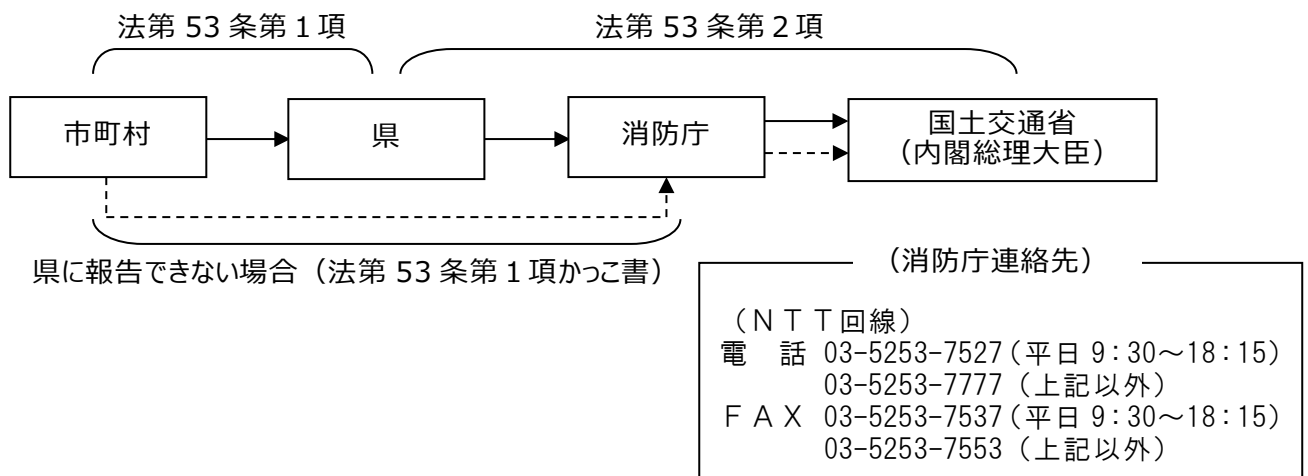
2 報告系統

被害状況等の報告系統は次のとおりである。

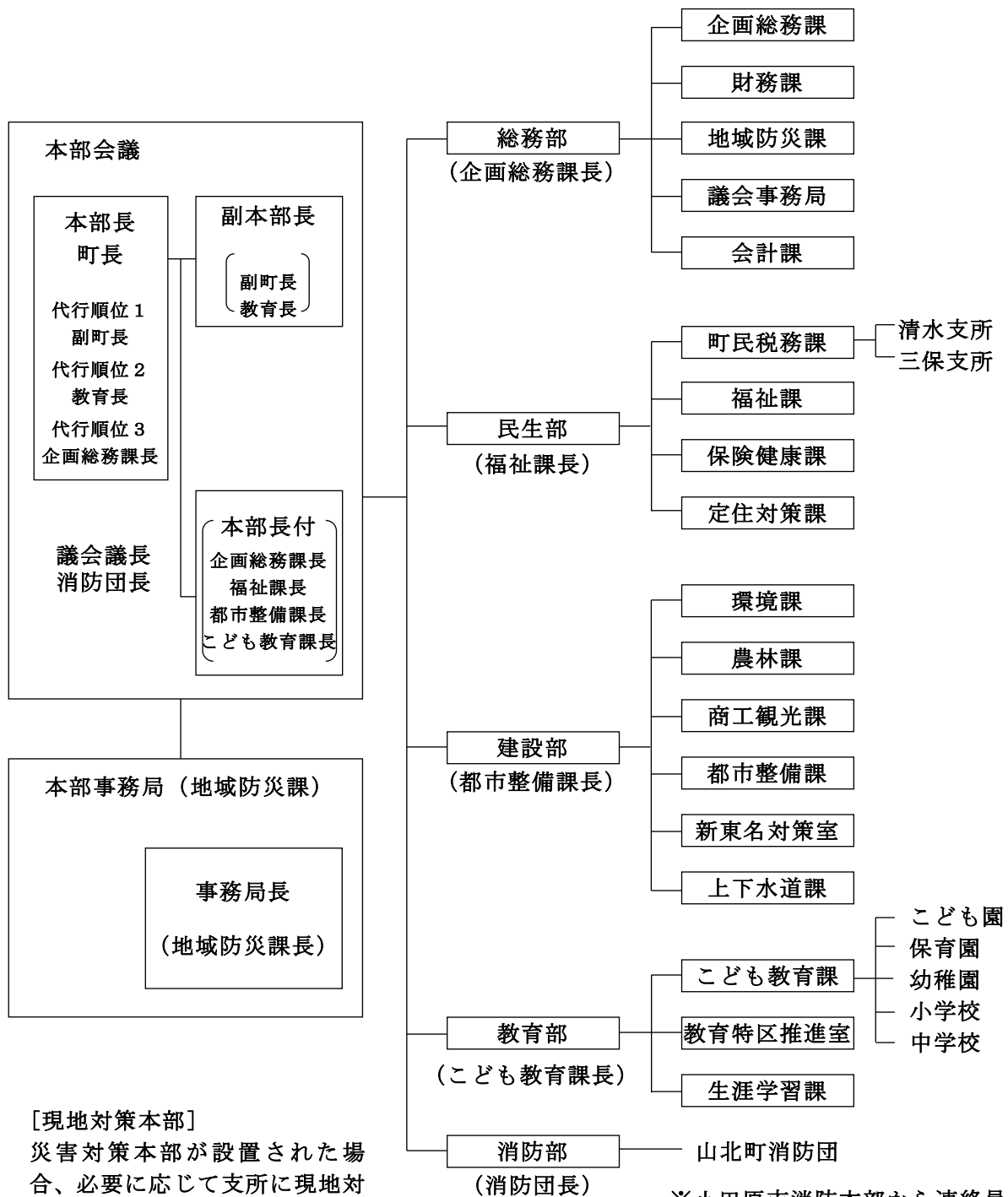


※県現地災害対策本部が設置されない場合は、県災害対策本部または災害対策担当課へ報告する。なお、災害の恐れがある場合は、災害対策基本法第 54 条第 4 項に基づき、横浜地方気象台へ報告する。

災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況等の連絡ルート



3 山北町災害対策本部組織図



[現地対策本部]
災害対策本部が設置された場合、必要に応じて支所に現地対策本部を設置する。

※小田原市消防本部から連絡員が派遣される。

※状況に応じ、自衛隊から連絡幹部が派遣される。

4 災害対策本部の設置準備

災害対策本部を速やかに設置できるよう、次の物品等を準備すること。

- P C 及び会議用モニター等
- 防災行政無線移動系無線機
- 県防災行政通信網端末器
- インターネット回線
- ホワイトボード
- 筆記具等
- その他、必要と思われるもの
- 災害状況図（地図）
- 情報収集用テレビ・ラジオ
- L G W A N 回線
- 衛星携帯電話等の通信手段
- 通報・連絡先一覧表

5 防災用資機材の確保

必要な防災用資機材を速やかに確保するよう努めること。

- 手持ち資機材の確認（使用可能の有無）
- 不足資機材の洗い出し
- 調達先のリストアップ
- その他、必要と思われるもの

6 発災直後の住民への広報

住民の不安を取り除き、社会秩序を維持して災害時応急対策・活動を円滑に遂行するため、災害の状況に適した手段により災害時広報を行う。その際、災害時混乱（パニック）及び流言飛語（デマ）の防止に留意するとともに、要配慮者の安全確保等を考慮した広報にも心掛ける。

広 報 手 段	広 報 内 容
<ul style="list-style-type: none">● 防災行政無線● 広報車● 町ホームページ● あんしんメール● t v k データ放送● 自主防災組織● S N S 等	<ul style="list-style-type: none">● 災害の発生状況● 地域住民のとりべき措置、行動等● 避難に関する情報 （避難場所、避難指示等）● 救護所の開設状況● 電気、水道、道路等インフラ情報● その他必要事項

— 広報時の留意事項 —

- 要配慮者の安全確保等を考慮した広報にも心掛けること。
- 広報車等の自動車を使用する場合には、道路状況・交通規制状況等を把握しておくこと。

7 避難所等の開設・運営

避難所等の開設・運営にあたっては、当面の住民の安全確保と長期的な避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、適時の迅速な開設と避難者自身による避難所運営への参画につなげていくことが重要である。

1) 避難所等開設の判断

- ① 災害対策本部長の避難所等開設指示に基づき、避難所及び車中泊避難所を開設する。
- ② 町が管理する施設を避難所等として開設するにあたっては、避難所の被害状況（避難所としての使用の可否）を確認する。

2) 避難所等の開設・運営

- ① 開設にあたっては、町と施設管理者及び関連する自主防災組織が連携・協力する。
- ② 避難所等開設に必要な当初の資材は、地域防災課及び各防災倉庫から搬入する。

3) 運営にあたっての留意事項

- ① 新型コロナウイルス等の感染予防等、避難者の健康管理に留意して消毒・検温を徹底するとともに、感染症等に罹患・発熱またはその恐れがある避難者については、専用の避難エリアを設定して収容する。
- ② 災害時における要配慮者の支援のため、一般の避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内することに留意する。
- ③ 女性や子どもが安心して避難所生活をできるように、避難生活エリアの配置要領に留意する。また、女性が安心して着替えや授乳ができるよう、更衣室や授乳室等プライバシーに配慮したスペースを確保する。
- ④ 避難所の運営は、避難所運営日数の経過に伴い、避難所生活者の生活再建を達成するため、努めて避難所の自治会組織に移行させ、その運営効率化を図る

8 通信手段の確保

1) 災害時の通信手段の確保

町は、災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するために、災害時優先電話、衛星電話、防災行政無線等の情報通信手段の機能確認を行う。

町における通信手段は以下のとおりである。

- ① 一般加入電話
- ② 災害時優先電話
- ③ 衛星電話
- ④ 県防災行政通信網
- ⑤ 町防災行政無線同報系（防災行政無線の電柱に設置された電話から役場へ通話可能）
- ⑥ 町防災行政無線移動系（いわゆる防災トランシーバー）

なお、町は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用する。

2) 通信の統制

地震災害等広域災害発生時においては、加入電話、無線通信とも混乱することが予想されるため、本部長は必要に応じ、適切な通信統制を実施する。

3) アマチュア無線局に対する依頼

災害の状況により、必要に応じてアマチュア無線団体等に協力を依頼する。

4) 災害時の電話等対応体制

災害発生時には、人命に係る重大な災害情報から、個人の心配事象まで多岐にわたる問い合わせが殺到することが予想される。電話対応の初期において情報の混乱を予防し、適切に対応することは、人命救助・救出に係る重要な業務を機を失せず遂行することに繋がるため、極めて重要である。

このため、災害時の役場電話等対応体制は、次のとおりとする。

① 町民からの電話連絡への対応

全ての電話をむやみに災害対策本部につなぐことは避ける。

電話を受けた職員は、電話相手方を落ち着くよう促しながら、その電話内容を聞き取り記録する。

人命等に係る重要な災害等に関する事項で、緊急に処置・対応が必要な場合は、災害対策本部または地域防災課へ繋ぐとともに、その概要を伝える。

人命等に影響がない、または緊急な処置・対応を要しない内容の場合は、その内容、連絡先相手・電話番号等必要な事項を記録し、当該業務の担当課へ通知する。

② 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

本部への通信連絡は、本部事務局において処理する。各部間の連絡、情報の伝達は、各部長が行うこととする。

本部室とその周辺には、町防災行政無線、県防災行政通信網、電話、FAX、衛星電話を配備する。

第3章

非常配備

第1節 配備区分

勤務時間内の場合は、災害の状況によりそのまま災害応急活動体制へ移行する。

勤務時間外の配備基準、参集場所等は、次のとおりである。

◆ 配備の基準 ◆

配備	配備基準	配備人員
事前配備	(第1次警戒態勢) ア 町内で震度4以上の地震を計測したとき イ 町内に大雨警報または洪水警報が発令されたとき ウ 富士山噴火警戒レベル2が発令された場合	地域防災課長 地域防災課（所要の職員）
	(第2次警戒態勢) ア 町内または県西部地域で震度5弱以上の地震を計測したとき（①、②、③については別命なく配備） イ 大雨・強風等気象状態により山北町に関連する警報等が発表され、災害が発生するおそれが高いと判断されるとき ウ 一部の職員で対応ができる程度の小規模な被害が発生し、その拡大に警戒が必要なとき エ 富士山噴火警戒レベル3が発令された場合	①建設部長の指示により建設部警戒体制要員配備 ②地域防災課長の指示により地域防災課員配備 ③総務部長の指示により4部長配備（4部長からなる災害応急対策室を設置） ④建設部長の依頼により各部へ応援要請を各部長から指示 ⑤必要により総務部長からの指示で課長及びこども園長以上職員配備
1号配備	ア 局地的な災害が発生し、災害対策が必要なとき イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ウ 富士山噴火警戒レベル4が発令された場合	①地域防災課全員 ②幼・保・こ・学校職員を除く副主幹以上職員（町長の指示）
2号配備	ア 県西部地域で震度5強以上の地震を計測したとき イ 大規模な災害が発生し、多くの町民の身体・生命または建物・インフラ等に大きな被害が発生したとき ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された場合 エ 富士山噴火警戒レベル5が発令された場合 オ 富士山噴火発生後	全職員 （長期間の災害対応に備えて、一部を縮小する場合がある。）

第2節 参集基準

◆ 配備指令が出された場合の参集場所 ◆

配備	参集職員	参集場所
1号配備	副主幹以上職員	本庁舎 所属課 (必要に応じ3階多目的室に集合し、災害対策本部等から全般状況の説明を実施する。)
2号配備	全職員	本庁舎職員 所属現課 各支所職員 各支所 幼・保・こ・学校職員 それぞれの勤務場所 ※交通状況等により本庁舎まで参集できない場合には、清水支所または三保支所等に参集し、当面の応急対策活動を遂行するとともに、所属上司に報告してその後の指示を仰ぐものとする。

第3節 参集手段

1 参集手段

第2章第1節 2 - 4) 項に準じて参集すること。

2 参集が困難な場合の連絡

第2章第1節 2 - 4) 項に準じて行動すること。

職員または家族等が大きな被害を受けたとき、参集途上に緊急の救援活動が生じたときなど、やむを得ない理由で参集が困難な場合は、連絡が取れる時点で必ず上司等に連絡するものとする。

3 参集途中の行動

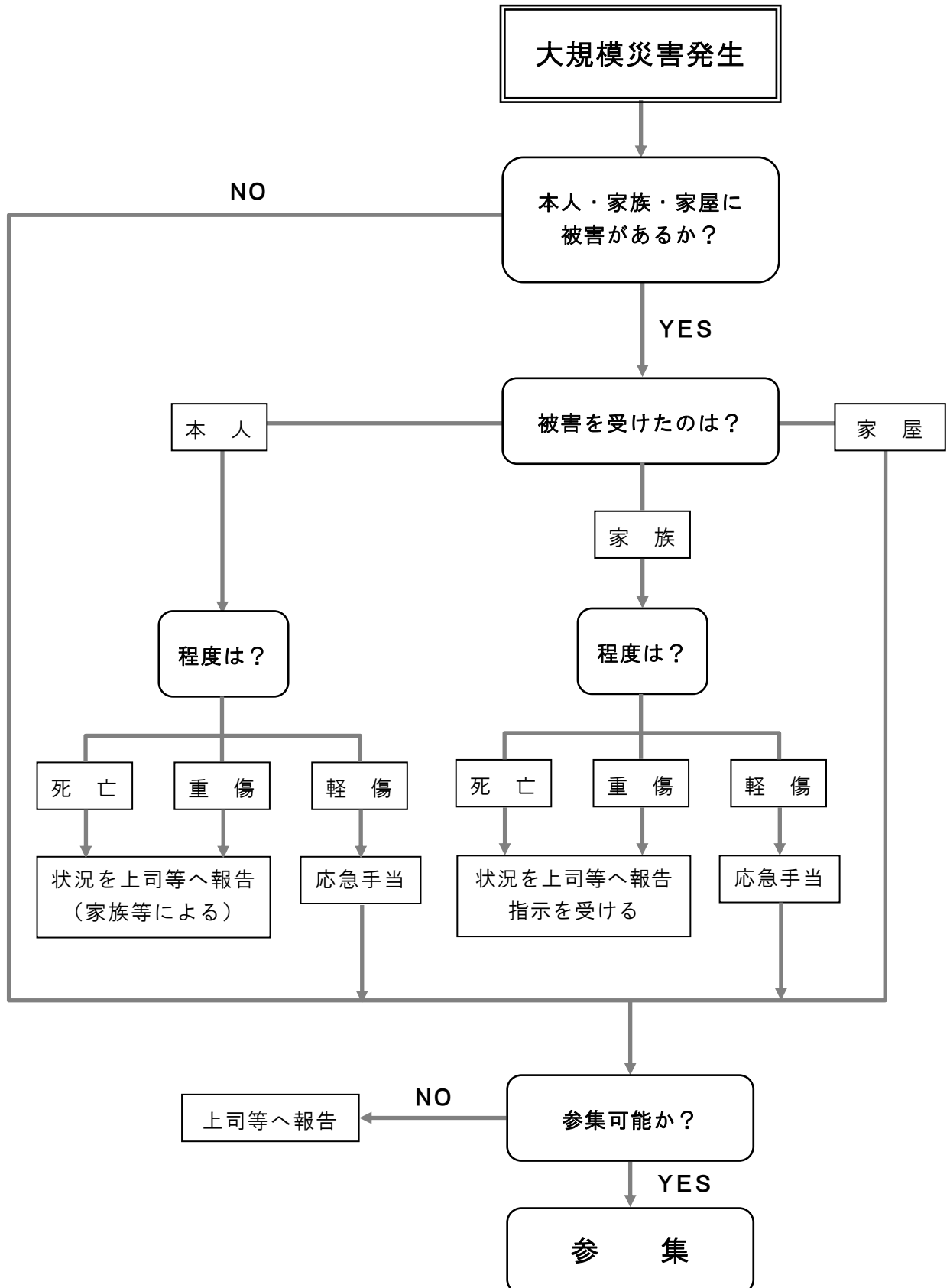
- 1) 参集は、速やかに指定された場所に参集することを原則とする。
- 2) 参集のルートは、道路や周辺の状況に応じて、安全なルートを選択する。
- 3) 参集途上において、周辺の災害状況を注視し、重大な被災状況があれば、その状況を把握しながら参集すること。
- 4) 参集時に、人命に係わる救出活動を行っている場面に遭遇した場合は、自己の判断により対応するものとし、連絡が取れる時点で報告する。
- 5) 参集時に把握した災害情報については、「災害情報報告書」（山北町地域防災計画様式編による）に記入し報告する。

地震発生後の参集途中に留意すべき点

- 家屋の倒壊等の危険があるかもしれないので、できるだけ道路の真ん中を通る。
- 余震による落下物には注意する。
- 夜間は何が落ちているかわからないので、特に注意をする。
- 火災地域は延焼の可能性があるので、避けて通る。（風下側には回らない）
- 落下している電線には近づかない。（特に水たまりに電線がある場合は注意）
- ガス漏れの心配もあるのでタバコは絶対に吸わない。

4 自己判断による参集

地震または突発的な災害の発生時、テレビ、ラジオ、SNS、インターネット等による情報や周囲の状況から、町内の被害が甚大と判断される場合は、次のフローチャートにより速やかに参集する。



1) 動員指令の連絡

各所属長は、勤務時間外においても遅滞なく職員への招集が行われるようあらかじめ定められた方法により動員指令を職員へ連絡する。

この場合、職員への招集にあたってはチェックインシステム、電話、防災行政無線、その他適切な方法による。

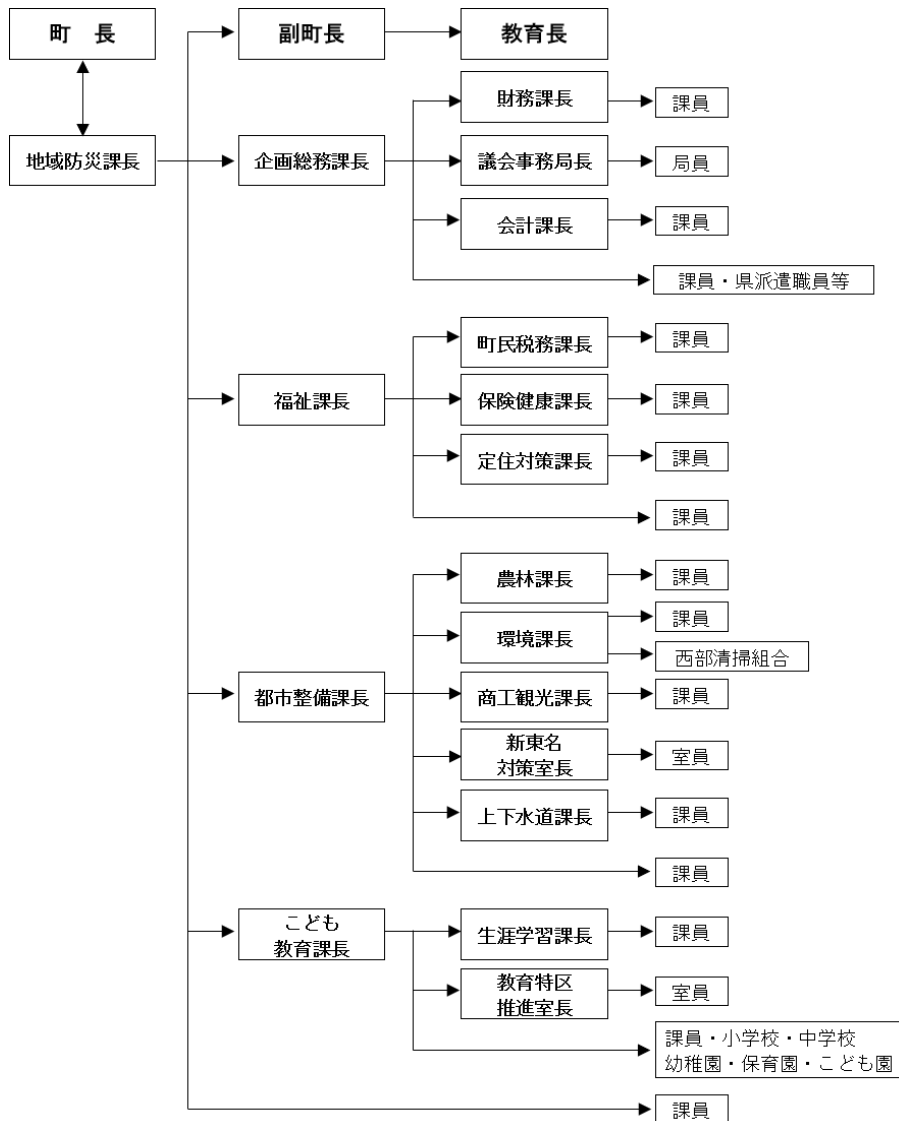
① 緊急電話連絡網

局地的または広域的に災害が発生しているときは、順次、配備の拡充を行う。配備拡充は緊急電話連絡網により、自宅待機している職員に緊急参集の連絡を行う。

連絡の際に連絡相手が不在ないし連絡できない場合は、次の相手に連絡する。

各所属長は、毎年度、課内の緊急連絡網を定め、地域防災課に報告する。

◆ 緊急連絡網 ◆



② 防災行政無線による職員参集

特に緊急を要するときは、防災行政無線による町内在住職員の参集放送を行う。



第4章 被害情報の収集・とりまとめ

第1節 被害状況等の調査収集

1 災害発生時の被害情報の収集・連絡

1) 被害情報の収集

災害発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

① 勤務時間中の災害発生時

ア 来客・職員の安全確保及び状況確認

大規模地震等の突発的な災害発生で、来客や職員にも被害が及ぶおそれがある場合は、来客・職員の安全を確保しながらその状況を確認する。負傷等人的被害が発生している場合には、速やかに救護処置を施すとともに、その状況を災害対策本部（開設されていない場合には企画総務課）に通報する。

イ 町内で大規模な災害が発生した場合、情報収集にあたる職員は、情報収集担当区域を定め、区域内の被害情報を収集する。情報収集は、2名1組とし移動系無線機を携行し、人命に係わる被害情報を最優先に収集する。

この際、可能な範囲で写真等の撮影に努め、P a s C a l 等の業務システムを用いて情報の速達を図る。

ウ 収集した情報は、無線等により本部に報告するが、連絡が不可能な場合は直接本部に戻り「災害情報報告書」により報告する。

エ 人命に係わる災害情報

○要救出現場数（※）

倒壊家屋戸数、崖崩れ箇所等、要救出現場（生き埋め者のいる可能性のある現場）が何箇所あるかを把握する。

○出火件数（※）

○二次災害危険箇所（土砂災害危険箇所、道路陥没箇所等）

※以上のうち、特に「要救出現場数」、「出火件数」の情報は速報性が重要であるため、正確を期すよりも、その現状での把握数、または概数を速報する。

オ 災害応急対策に必要な災害情報

○主要道路、橋梁の被害状況

○避難所（避難収容施設）の被害状況

○主要水道施設の被害状況

- 医療施設の被害状況
- その他重要と思われる災害情報

カ 情報収集を行う場合、状況に応じて、徒歩、自転車、公用車で行う。

② 勤務時間外の災害発生時

ア 職員の参集途上における情報の収集

職員は、参集途上に可能な限り、災害情報等を収集する。この際、可能な範囲で写真等の撮影に努める。また、その結果は、参集後直ちに本部へ報告する。

イ 初期に参集した職員が行う情報収集、情報の集約

初期に参集した職員の中から責任者（役職の上位者、同じ場合は経験年数の多い者とする）を定め、災害情報収集・集約等を開始する。責任者は次の作業を参集職員に順次指示する。

a 職員の安否及び登庁状況

課等ごとに職員の安否と登庁状況を確認し、1時間ごと（00分ごと）に災害対策本部（事務局）に通報する。

b 災害情報収集

火災箇所、被害集中地区、家屋密集地区等、情報収集担当職員の補完を行う。

2名1組で防災行政無線機を携行する。

c 災害情報集約作業

参集途上時把握情報、情報収集職員からの情報、自主防災組織、町民等からの情報のとりまとめを行う。

d 参集人員の確認、参集不可能職員の把握、理事者等への連絡

責任者は、災害対策本部の設置等体制が整った後、現在までの状況を報告する。

ウ 清水・三保支所、学校等所属施設に参集した職員の対応

参集職員は責任者を定め、把握している災害情報・参集人員を逐次本部に連絡する。

人命の救出など人命に係わる活動は、指示を待つことなく責任者の判断で行う。

③ 勤務時間内の災害発生

ア 災害情報の収集

勤務時間内に、町内で震度5強以上の地震が発生した場合は、町長（不在の場合は、最上位意思決定者）は、各課長等に対し、災害情報の収集を指示する。

a 情報収集は、2名1組とし移動無線機を携行する。道路が通行可能な場合は、公用車を使用する。不可能な場合は、徒歩、自転車で行動する。

b 各課長等は、情報収集区域の重複がないよう協議するものとする。

c 収集する災害情報は、勤務時間外に情報収集担当職員が収集する内容等に準じる。

イ 勤務時間内に災害が起きた場合の情報収集分担

各課が収集する情報は、第2節 応急対策・活動 2項「災害時の応急対策・活動表」により行う。

第2節 応急対策・活動

1 部別活動概要

名 称		活動概要
各部共通事項		・ 部内の職員の動員、配備及び連絡調整等に関する事
		・ 部内の災害情報収集、調査、資料の作成及び本部への報告に関する事
		・ 他部の応援に関する事
各課共通事項		・ 所管施設等の被害状況調査の把握及び取りまとめに関する事（避難場所・ヘリコプター発着場等含）
		・ 所管施設等の応急措置に関する事
		・ 関係機関との連絡調整に関する事
		・ 町内災害情報の収集に関する事
本部	災害対策本部 （構成） 本部長：町長 副本部長：副町長 同：教育長 本部長付：企画総務課長 福祉課長 都市整備課長 こども教育課長 事務局長：地域防災課長	・ 災害情報による状況把握
		・ 避難指示等の決定
		・ 避難所の開設指示
		・ 災害情報に基づいた各部応急対策活動の基本方針の決定
		・ 職員の配備体制及び各部間の応援体制の指示
		・ 災害拡大予防の方針
		・ 自衛隊に対する災害派遣要請
		・ 消防、行政機関等に対する応援要請
		・ 災害救助法の適用要請
		・ 防災関係民間団体に対する協力要請
		・ 職員の健康管理及びローテーションの検討
		・ 物資確保の要請
		・ 生活復旧・復興の方針
	・ 人的資源の確保	
	本部事務局 （地域防災課）	・ その他災害応急対策の重要事項の決定
		・ 災害対策本部の設置及び運営に関する事
		・ 本部長からの命令及び伝達に関する事
		・ 本部会議に関する事
		・ 各部の総合把握、連絡調整、災害情報の分析及び報告に関する事
		・ 地震情報の受理・伝達に関する事
		・ 気象予報・警報の収集・伝達に関する事
		・ 救出、消火活動の方針決定、消防団の活動指令に関する事
		・ 避難指示等に関する事
		・ 警察署、消防本部、各機関との情報交換、連絡に関する事
		・ 自主防災組織の活動事項の決定、依頼に関する事
		・ 自衛隊の災害派遣要請要求及び受入れ準備に関する事
・ 広域応援組織の受け入れ準備に関する事		
・ 県災害対策本部、他市町村への広域応援要請依頼に関する事		
・ 県への被害状況の報告に関する事		
・ 災害救助法の適用申請に関する事		
・ 報道機関対応に関する事		
・ 防災行政無線等による各種災害時広報に関する事		
・ 防災行政無線（移動系）の通信統制に関する事		

名 称		活動概要	
本 部	企画総務課	・職員現況の把握、罹災職員の把握に関する事	
		・被害調査、見舞い等来庁者の対応に関する事	
		・町民等からの通報・問い合わせ等への対応に関する事	
		・業務の継続（勤務シフト管理、給養、休養等）に関する事	
		・緊急文書の取扱い、印刷等に関する事	
		・職員の公務災害等の報告に関する事	
		・情報システム、庁舎内ネットワーク等の被害調査及び応急復旧に関する事	
		・参集職員の把握及び職員配備計画に関する事	
		・他部の分担に属さない事	
総 務 部	財務課	・災害関係予算及び経理に関する事	
		・庁舎の安全確認及び管理に関する事	
		・電話回線の確保、復旧に関する事	
		・庁用車の燃料確保に関する事	
		・状況により住民避難用大型バス等の手配・配車に関する事	
		・国、県からの支援物資の保管場所の調整・確保に関する事	
	地域防災課	・自主防災組織との連絡調整に関する事	
		・町民の避難状況把握に関する事	
		・避難所の開設状況、避難人数等の取りまとめに関する事	
		・町民及び報道機関への災害情報等の提供に関する事	
		・被災状況の写真撮影等記録に関する事	
		・災害時の交通安全対策、防犯対策に関する事	
	議会事務局	・安否情報システムへの入力及び問い合わせ対応に関する事	
		・議会関係の連絡調整に関する事	
	会計課	・災害関連の視察、見舞等来庁者の接遇に関する事	
		・災害対策費等の緊急支払に関する事	
	民 生 部	町民税務課	・義援金及び見舞い金の受付、保管・配分に関する事
			・来庁者の避難誘導・安全確保等に関する事
・住基ネット及び戸籍システムの保全に関する事			
・安否情報システムへの協力に関する事（情報提供）			
・火葬、埋葬に関する事			
・町内の人的被害、住宅被害の情報整理に関する事			
・罹災証明書等の交付に関する事			
・被災離職者の状況把握に関する事			
福祉課		・町民税、その他町税の減免に関する事	
		・要配慮者の安否確認等に関する事	
		・義援物資等の受入れ、配布、保管に関する事	
		・日赤その他社会福祉団体への協力要請に関する事	
		・衣料品及び生活必需品の調達に関する事	
		・食料、生活関連物資の避難所等への配送及び在庫管理に関する事	
		・災害ボランティアに関する事	
		・生活相談の窓口に関する事	
		・被災者生活再建支援法に基づく支援金の受付・支給に関する事	
		・被災者生活再建支援法に基づく支援金の受付・支給に関する事	

名 称		活動概要
民生部	保険健康課 (健康福祉センター)	・ 負傷者の応急救護に関する事
		・ 応急医療の需要、医療施設の被害状況及び医療可能病院等の把握に関する事
		・ 救護班の要請及び医療救護所の設置、運営に関する事
		・ 医療情報提供に関する事
		・ 医療薬品及び器材の確保に関する事
		・ 遺体安置所の開設及び安置、引き渡しに関する事
		・ 被災地の防疫等保健衛生に関する事（感染症予防）
		・ 被災者の精神的支援等に関する事
		・ 状況により帰宅困難者等一時滞在施設の協力に関する事
	定住対策課	・ 町営住宅の安全確認及び管理に関する事 ・ 応急仮設住宅・町営住宅等への住居のあっせんに関する事
建設部	環境課	・ 災害廃棄物、ごみ等の収集、処理に関する事
		・ 被災地の防疫等保健衛生に関する事（媒介動物等対策）
		・ し尿の処理に関する事
		・ 有害物質等の安全確保態勢に関する事
	農林課	・ 応急対策に必要な資機材の調達に関する事
		・ 農林道や農地の復旧及び整備に関する事
		・ 尺里川水系の排水樋門の操作に関する事
	商工観光課	・ 観光客等への情報伝達 ・ 観光客、滞留者等の状況把握、保護及び避難所への誘導に関する事
		・ 滞留観光客の宿泊施設への緊急受入の調整、被災地外への移送調整に関する事
	都市整備課 新東名対策室	・ 建設重機及び建設資材等の調達に関する事
		・ 交通支障箇所の情報収集に関する事
		・ 町道の交通規制に係る警察等関係機関との調整に関する事
		・ 道路、橋梁等の交通規制等応急交通対策に関する事
		・ 道路・橋梁・河川の障害物除去に関する事
		・ 緊急輸送道路の確保に関する事
		・ 建築物の危険箇所の点検及び安全措置に関する事
		・ 建築物応急危険度判定に関する事
		・ 道路啓開に関する事
		・ 応急仮設住宅用地の確保、調整及び建設に関する事
・ 山北町建設業協同組合への協力要請に関する事		
上下水道課	・ 飲料水の確保及び町内各所への給水に関する事	
	・ 避難所等への応急給水活動に関する事	
	・ 上下水道指定業者及び上下水道関係機関等への協力要請に関する事	
	・ 他団体等からの応援給水に関する事	
	・ 上下水道に関する町民への情報伝達に関する事	

名 称		活動概要
教育部	こども教育課 生涯学習課	・ 児童・生徒・園児、教職員の被災状況の確認、安全の確保及び避難誘導に関する事
		・ 避難所、車中泊避難所（パークゴルフ場駐車場）の開設・収容に関する事
		・ 仮設トイレの設置等に関する事
		・ 教職員の協力に関する事
		・ 応急教育及び被災児童・生徒に対する教科書、学用品の給付に関する事
		・ 災害による児童・生徒・園児のメンタルケア等に関する事
		・ 所管施設の応急利用に関する事
		・ 避難所における食料、物資の配分・保管に関する事
		・ 関係団体に対する協力依頼に関する事
		・ 指定文化財の被害調査、保全に関する事
消防部等	山北町消防団	・ 火災及び水防等の災害防御に関する事
		・ 避難指示等に基づく町民の避難誘導に関する事
		・ 行方不明者等の捜索に関する事
		・ 避難情報の伝達等、防災広報に関する事
支所・学校等	清水支所・三保支所 (清水ふれあいセンター)	・ 所管する地域の災害情報の収集及び報告に関する事
		・ 施設利用者の安全確保措置に関する事
		・ 災害対策本部との連絡調整に関する事
		・ 現地災害対策本部の設置に関する事
	小学校 中学校 幼稚園 保育園 認定こども園	・ 児童・生徒・園児・教職員の被災状況の確認、安全確保及び避難誘導に関する事
		・ 避難者の収容、保護に関する事
		・ 避難所の運営協力に関する事
		・ 応急教育・保育の実施に関する事

2 災害時の応急対策・活動表

【時間経過】 各課	【発生前】 ◇発生前段階	【発生】 ◇初動の安全確認及び機能保全	【1～3時間】 ◇体制の確立・被害状況の把握	【3～6時間後】 ◇被害状況の把握継続と応急対処	【～3日程度】 ◇人命救助・保護優先段階	【概ね4日以降】 ◇復旧・復興段階	終結段階
各部門 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時における対応行動・心構え等の啓発 庁舎内の転倒・落下防止処置による被害の未然防止処置 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の安全（安否）確認 部内職員の緊急参集、動員・配備 情報の収集（被害状況、参集状況等） 災害対策本部との連絡確保、把握した情報の報告 災害時の応急活動業務を開始 クロノロジーへの入力開始 	<ul style="list-style-type: none"> 部内体制の確立 部が担任する情報収集・調査 庁内各部、関係機関との連絡調整 町内被害情報の収集・報告 所管施設等の被害状況調査・把握 	<ul style="list-style-type: none"> 町内被害情報の収集・報告 情報の共有、分析、関連調整 庁内体制の見直し、再配置 避難所開設等、町民の安全確保 所管施設の応急措置（二次被害の予防及び最低限の機能復旧） 	<ul style="list-style-type: none"> 町民の安否確認 人命救助・人命保護の継続 所管施設、設備の被害状況の取りまとめ及び機能復旧 所管業務に関連する事項の被害状況取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活の復旧・復興支援体制へ移行 生活再建の相談等への総合的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 平常業務の再開
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害等突発的な災害を含むあらゆる災害へ迅速に対応するための機能及び器材・資材の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 災害情報、被害状況の把握 職員現況の把握、動員・配備の決定 避難所開設、避難指示等の決定 消防団への消火・救出等活動指示 状況に応じ、職員の配備変更 その他庁内関連事項 	<ul style="list-style-type: none"> 当面の災害対応の方針決定 第1次応援要請（県、警察、消防、自衛隊等） 広域医療救護、広域搬送要請 災害の進行状況の継続的把握 町民の避難状況の把握 避難所開設の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、整理の本格化（災害情報の収集、分析／関係機関との情報交換） 災害対応の方針決定及び指示 物資確保の要請（県・関係機関） 各部応急対策の基本方針の決定 企業等への一斉帰宅の抑制要請 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次応援要請 応援部隊等の後方支援対策指導 職員の健康管理、ローテーションの調整 各部の応急対策実施状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 生活復旧・復興の方針決定 町民の生活支援対策方針の決定 人的資源の確保（臨時職員の雇用等） 応援部隊等の引き上げ時期の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 応援部隊等の引き上げ 災害対応完了後、災害本部の解組
本部 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 気象・災害情報の継続収集、分析等 避難行動を含む人命の保護、救出救助に係る態勢の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の事務運営体制の確立 本部長等からの命令伝達 地震情報の受理、伝達（地震災害の場合） 気象情報の収集、伝達（風水害・土砂災害の場合） 災害対策本部会議と各部間の連絡調整 災害活動に関する総合的情報の把握及び各部・関係機関への連絡調整 防災行政無線等による防災広報（災害情報、安全確保・避難情報の発信等） 県へ被害状況の報告 その他庁舎内関連事項 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の集約・報告、記録、整理 避難所開設状況・避難人数等取りまとめ 被害拡大の予防処置 本部、関連部、各部間、関係機関との連絡調整の円滑化 広域応援部隊等の受入れ準備（役割、連絡手段、経路、集結地等） 災害救助法の適用申請 災害時相互応援協定を締結した自治体への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興関連への体制移行 被害報告の取りまとめ 応援部隊等の引き上げ条件の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局の解組 		
企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> BCPの策定及び遂行のために必要な啓発 庁舎ネットワーク機能の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 職員現況（被害状況・可動人員）の把握 職員配備計画 町民等からの通報・問い合わせ等に対する対応 情報システム、庁舎ネットワークシステム関連機能の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 職員現況（業務継続力）の把握及び業務継続計画の修正 関連機関との連絡調整（情報収集・提供等） 情報システム庁舎ネットワークシステムの被害調査及び応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 職員対策（食料・宿泊、用具、備品等の準備及び給付等） 罹災職員の把握 職員及び応援職員等の健康管理 緊急文書の取扱、印刷 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な職員対策 被害調査・見舞い等来庁者の対応 将来に向けた総合的な再建計画（各計画と財政検討） 情報システム・庁舎ネットワーク等の業務継続 		
財務課	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等施設の維持 継続的な施設安全点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎のライフライン等被害状況の把握と応急対策 通信手段（電話回線）の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 庁用車の燃料確保 状況により住民避難用車両（大型バス等）の確保、配車 	<ul style="list-style-type: none"> 町有財産の被害状況調査及び応急対策 国、県からの支援物資の受入・保管場所の調整・確保 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策予算編成及び経理 町有財産の復旧・復興 復旧・復興に関する予算対策 		
地域防災課	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の企画・実施 即応体制の維持 防災用資材の整備 非常用食料の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町民への災害関連情報の提供、避難指示等情報伝達 被害状況の写真撮影等、災害記録 関連機関との連絡調整（情報収集・提供等） クロノロジーの管理 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害への警戒、災害関連情報、避難指示等の災害時広報 自治会（自主防災組織）との連絡調整 安否情報システムへの入力及び問い合わせ対応 	<ul style="list-style-type: none"> 町民への生活関連情報等、生活再建等に関する総合的な情報提供 災害対応教訓事項の収集・整理 			
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動の応援 		<ul style="list-style-type: none"> 議会関連の連絡調整 災害関連視察・見舞い等来庁者の接遇 			
会計課		<ul style="list-style-type: none"> 応急対策活動の応援 		<ul style="list-style-type: none"> 災害対策費等の緊急支払 	<ul style="list-style-type: none"> 義援金、見舞金の受付・保管・配分 		
町民税務課	<ul style="list-style-type: none"> 住基システム等基盤となる情報の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者の避難誘導、安全確保 住基ネット及び戸籍システムの保全 町内の人的被害及び住宅被害の情報整理 	<ul style="list-style-type: none"> 把握した町民被害の収集・整理、災害対策本部への報告 地域防災課が実施する安否情報システムへの協力（情報提供） 住家の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> 被災町民の情報整理、調査継続 火葬、広域火葬に関する対応 罹災証明書等の交付に係る業務開始 被災職員の状況把握 町民税その他町税の減免手続き 			
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の現況把握 避難行動要支援者の把握、個別避難計画の実効性確保 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難状況の把握 要配慮者の安否確認等 	<ul style="list-style-type: none"> 日赤活動との連絡調整 要配慮者の生活必需物資の確保、配分 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの開設・受入れ 義援物資、援助物資、食料の受入れ、保管、在庫管理、避難所等への配送 生活関連物資等の調達 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に対する生活支援 生活相談窓口の設置 被災者生活再建支援法に基づく支援金の受付・支給 		

【時間経過】 各課	【発生前】 ◇発生前段階	【発生】 ◇初動の安全確認及び機能保全	【1～3時間】 ◇体制の確立・被害状況の把握	【3～6時間後】 ◇被害状況の把握継続と応急対応	【～3日程度】 ◇人命救助・保護優先段階	【概ね4日以降】 ◇復旧・復興段階	終結段階
保険健康課 (健康福祉センター)	・保健福祉センター等施設の維持	・来庁者の応急救護 ・医療班の編成及び医療救護活動への協力 ・医療薬品、機材の確保 ・救護所設置・運営 ・介護福祉施設・包括支援センターへの協力要請		・医療可能病院等の把握 ・救護所設置、運営 ・医療情報の提供 ・地域防災課が実施する安否情報システムへの協力（情報提供）	・救護所における医療薬品衛生資材の確保と配分 ・被災地の感染症予防 ※状況に応じ以下の事項 ・浸水地域等の消毒指導 ・遺体安置所（検視所）の開設 ・遺体の安置及び引渡し	・被災者の精神的支援等 ・被災地の感染症予防 ・精神保健支援のための地域拠点設置 ・避難生活者の健康管理、栄養指導 ・医療需要、医療機関の再開状況把握 ・介護福祉施設の被災・復旧状況の調査 ・食品衛生の指導	
定住対策課	・町営住宅、入居者等の現況把握	・町営住宅等の被害状況確認		・町営住宅等の被害状況確認、被災施設の応急対策 ・応急仮設住宅使用可能戸数及び必要戸数の把握 ・被災者への住居のあっせん（町営住宅等）		・被災施設の復旧対応 ・応急仮設住宅・町営住宅等への住居のあっせん	
環境課	・災害ごみ等の処理要領の構想確立	・処理施設等の被害状況・受入処理能力の把握		・生活ごみ等発生量の推計 ・関連団体に対する協力要請・調整 ・有害物質等の漏洩状況の把握	・生活ごみ・し尿の収集 ・災害廃棄物仮置場の選定	・災害廃棄物仮置場の設置 ・災害廃棄物撤去・運搬 ・生活ごみ・し尿処理 ・被災地の媒介動物防疫等の実施	
農林課	・農地、林道・農道等の現況把握	・応急対策活動の応援		・応急対策に必要な機械・器具、資材の調達 ・緊急を要する箇所の応急措置		・農林道の復旧整備等 ・種苗、生産資材等のあっせん、融資等	
商工観光課	・商業施設、観光施設等の現況把握 ・観光客の概況把握	・観光客の状況把握及び観光客の保護、避難所等への誘導 ・観光客等への情報伝達 ・必要に応じ滞留観光客の宿泊施設への緊急受入の調整		・観光客への情報提供 ・滞留観光客の被災地外への移送の調整		・被災商工業関係者の相談の受付 ・融資等商工業関係者への支援措置	
都市整備課 新東名対策室	・町道等各施設の現況把握	・危険箇所等の確認、巡視、町民へ情報の提供 ・緊急輸送道路の確保 ・被災箇所の交通規制対策		・応急対策に必要な機械・器具、資材の調達 ・関連建設業者との協力要請、調整 ・緊急を要する箇所の応急措置 ・道路、橋梁、河川の障害物除去 ・応急危険度判定事務局の設置		・道路、橋梁、河川等復旧整備 ・道路啓開に関わる倒壊建造物の解体撤去 ・応急仮設住宅建設準備	
上下水道課	・関連施設の現況把握	・飲料水の確保		・町内各所への飲料水の供給 ・汚水を排水する機能の確保 ・他団体等からの応援給水措置 ・水道指定業者等への協力要請		・上下水道、町設置型浄化槽の復旧整備 ・飲料水の安全確保 ・飲料水の給水対策	
こども教育課	・学校等各種施設の維持	・児童・生徒・園児の情報把握（安否、状況等） ・施設の被害状況把握（避難所としての使用の可否を判断）		・避難所、車中泊避難所の開設、収容 ・関係団体に対する協力依頼 ・避難所における食料、物資の配分、保管	・学校給食施設による被災者への炊き出し支援 ・応急教育の実施準備 ・教職員の確保 ・避難所等の運営（状況に応じ整理・統合）	・応急教育の実施 ・学用品等の給付 ・被災児童・生徒のメンタルケア	
生涯学習課 (生涯学習センター)	・生涯学習センター等施設の維持	・応急対策活動の応援 ・生涯学習センター来館者の避難誘導・応急救護				・文化財の被害調査、保全（災害対応終了後）	
山北町消防団	・練度の維持 ・通信機能の維持 ・即応態勢の維持	・緊急招集、出動態勢 ・災害対策本部、小田原市消防本部との連携 ・災害情報の収集、状況把握 ・火災、水防等の災害防御 ・人命救助・救護活動、状況により負傷者搬送 ・町民の避難誘導、避難情報の伝達、防災広報			・行方不明者等の捜索 ・二次災害等への対応		
清水・三保支所 清水ふれあいセンター	・地域現況の把握	・通信手段の確保 ・所管する地域の災害情報の収集及び報告		・現地災害対策本部の設置 ・地区内応急対策活動の支援、調整		・地区内の復旧、復興への支援	
小中学校 幼稚園・保育園 認定こども園	・避難所開設・運営に必要な物品の保管 ・防災教育、防災訓練の実施	・児童・生徒・園児、教職員の被災状況の確認、安全確保、避難誘導	・保護者への引渡し、帰宅措置 ・帰宅できない児童の保護措置	・避難所開設・運営への協力 ・給食施設での応急給食準備 ・避難所用物資の保管		・応急教育・保育の実施	



第5章 避難所等の開設・運営

1 避難所等の開設

大規模地震が発生した場合、住宅の破損、倒壊、焼失またはライフラインの機能停止等により、日常生活が困難になることが予想される。

町は、小学校、中学校及び生涯学習センター等を避難所として、パークゴルフ場駐車場を車中泊避難所として開設し、被災者に対する可能な支援を行う。

また、避難所等での生活が困難となる要配慮者のための福祉避難所を開設するものとする。

なお、避難所における生活環境の違いに注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、感染症等の予防、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

1) 避難所開設の判断

本部長は、次のいずれかに当該すると判断した時は、避難所を開設する。

- ① 震度6弱以上の地震を観測した場合
- ② 震度5強以下の地震を観測した場合で、避難所を開設する必要があると認めた場合
- ③ 二次災害の発生等が予測され、避難所への収容が必要であると認めた場合

2) 避難所の開設及び運営体制

- ① 避難所の開設は、施設の被害状況を確認後、避難所開設指示に基づき、各課からの増援を得て、教育部及び施設管理者が主体となり開設する。
- ② 避難所の開設・運営にあたり、本部長は関係自治会・自主防災組織に協力を要請する。
- ③ 避難所に指定された小中学校の校長等は、指定避難所運営が円滑に行われるまでの間、避難所の運営について協力、支援する。
- ④ 避難所開設後の運営体制は、避難者及び自主防災組織等を中心とした運営に移行し、避難所担当職員及び施設管理者等は、避難所運営が円滑に行われるまでの間、協力・支援する。

3) 避難所の開設場所

町は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難所を開設できるものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

事前に避難所として選定した小中学校体育館、生涯学習センター多目的ホール以外の町有施設等についても、被害状況等の安全を確認した上で避難所として開設できるものとする。

4) 避難所開設の周知

本部長は、避難所を開設した場合、防災行政無線、広報車等により、避難所の開設を町民に周知する。また、県、警察署、自衛隊、その他防災関係機関に連絡する。

5) 避難者の範囲

避難所に受け入れる避難者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 住宅の被害を受け、居住の場所を失った者
- ② ライフラインの機能停止等により、日常生活が困難になった者
- ③ 観光客、町内通勤者等帰宅困難者
- ④ 二次災害等により被害を受ける恐れがある者

2 避難所の運営体制

1) 運営体制

- ① 避難所開設直後の運営体制は、避難所担当職員、校長等及び関係自治会・自主防災組織が中心となり、避難所運営の初期の対応を行う。
- ② 避難所開設後の運営体制は、避難者及び自治会・自主防災組織等を中心とした運営に移行する。
- ③ 男女のニーズの違い等の多様な視点にも十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営協議会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、十分配慮する。指定避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとする。
- ④ 各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者、車中泊避難者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行う。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努める。
要配慮者や妊産婦、母子のためのスペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努める。
- ⑤ 在宅避難者や車中泊避難者等の避難所に滞在することができない被災者に対しても、避難所の避難者と同様に食料等必要な物資の配布、保健所等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保に努める。

- ⑥ 避難所内における生活・衛生環境の維持・向上、混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
- ⑦ 避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。
- ⑧ 避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ⑨ 各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設可能地をリストアップする。
- ⑩ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- ⑪ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑫ 避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

2) 避難所・運営本部の設置

- ① 避難所が開設された場合は、避難者を中心とした「避難所運営本部」を設置し、自主的な管理運営を行う。
- ② 避難所担当職員及び校長等は、この避難所運営本部設置のための助言を行うとともに、運営の支援を行う。
- ③ 避難者、自主防災組織、避難所担当職員が一体となった指定避難所運営を行うため、避難所運営本部の中に「運営協議会」を設置する。
- ④ 運営協議会は、避難者、避難所担当職員、校長等、自主防災組織及びボランティア等の代表者で構成し、避難所運営の総合調整を行う。

3) 運営協議会の主な役割

- ① 避難所の設営及び避難者の受け入れ
- ② 町災害対策本部及び防災関係機関等への情報伝達及び連絡調整
- ③ 負傷者、病人、災害時要援護者の救護
- ④ 避難所施設の安全点検及び施設管理
- ⑤ 避難者名簿の作成
- ⑥ 避難所関連物資、食料等の調達、受け入れ、分配
- ⑦ 避難所内の衛生管理
- ⑧ 被災者への情報提供
- ⑨ 避難所における犯罪防止
- ⑩ その他必要な事項

3 避難所等の閉鎖

- 1) 応急仮設住宅の建設及び提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により移転先の確保を行い、避難所、車中泊避難所の早期閉鎖を図る。
- 2) 避難者数の減少に応じて避難所の統廃合を行い、学校教育の早期再開と学校機能の回復等を図る。
- 3) 避難所から避難者が全員退去した場合は、避難所を閉鎖し、関係機関に連絡する。
また、車中泊避難所についても同様とする。

避難所一覧

地区	避難所施設	住 所	電 話 (F A X)
山北	生涯学習センター	山北1301-4	75-3131 (75-3030)
岸	川村小学校	山北1002	75-1142 (76-3290)
向原	山北中学校	向原405	75-0755 (75-0760)
向原	山北高校	向原2370	75-0828 (75-1770)
共和	共和のもりセンター 共和トレーニングセンター	皆瀬川275	20-3759
清水	旧清水中学校	川西688	
三保	旧三保小学校	中川921-87	



第6章 災害時広報

1 報道機関に対する広報要請並びに発表

1) 放送機関に対する広報要請

町内の被害状況、町の応急対策活動等、放送機関による広報が適当なものについては、県地域防災計画による放送協定に基づき県知事に要請して行う。

2) 報道機関に対する発表

取材への対応は、記者会見及び資料提供または、掲示板への掲出を持って行う。

- ① 発表は、地域防災課が行う。
- ② 事前に、記者会見時間等を定めておく。また、情報入手状況や応急対策の進捗状況により、時間ごとの広報ができないことも周知することにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。
- ③ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するよう要請する。
- ④ 警察、自衛隊、消防、県との情報交換ルール（交換する情報の種類、情報交換間隔・時期等）を定めて的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

3) 報道機関へ要請並びに発表する広報内容

No.	内 容	種類
①	災害による被害を最小限に止めるための行動指示等	要請
②	災害対策本部の設置の有無	発表
③	火災状況（発生箇所、被害状況等）	発表
④	倒壊家屋戸数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）	発表
⑤	二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ	要請
⑥	周辺受入れ可能医療機関及びその診療科目、ベッド数	要請
⑦	避難状況等	発表
⑧	被災地外の住民へのお願い ・被災地へは、単なる見舞い電話等の不要不急の電話をかけないで欲しい。 ・個人からの義援は、できるだけ義援金でお願いしたい。 ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して欲しい等。	要請
⑨	町民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な項目	要請
⑩	交通状況 ・交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等	発表・ 要請
⑪	電気、電話、上下水道等公益事業施設状況 ・被害状況、復旧見通し等	発表、 要請
⑫	河川、道路、橋梁等土木施設状況 ・被害、復旧状況	発表、 要請

2 防災関係機関等への広報活動要請

地震後、町に寄せられる町民等からの通報の中には、ライフライン・交通機関に関する問合せ（復旧見通し等）も多いと予想される。そのため、常に町民等の通報内容を確認し、必要があると認められた時は、ライフライン事業者、交通機関等防災関係機関に対し、広報活動を要請する。

なお、広報活動の実施にあたっては、災害対策本部と提供情報の共有化を図る。

3 住民に向けた広報の実施

災害発生時には、町民の情報に対する必要性が飛躍的に高まることから、町は、適切かつ効果的な広報を実施し、情報不足による混乱の防止を図るとともに、生活情報、応急対策の状況、ライフラインの復旧情報など、正確かつ必要な情報を提供することにより、町民の人心の安定を図る。

1) 町が実施する広報

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、防災行政無線、広報車、町ホームページ、あんしんメール、t v kデータ放送、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報する。

① 広報内容

ア 自主防災組織、町民等への活動喚起・行動指示

- a 出火防止、初期消火の喚起・指示
- b 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示
- c 隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示
- d 転倒 L Pガスの元栓閉栓の喚起・指示

イ 観光客等への行動指示

ウ 二次災害危険の予想される地域町民等への警戒呼びかけ

エ 避難所開設

オ 避難に際しての留意点

カ 混乱防止の呼びかけ

(不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手するように等)

キ 町内の被害状況

ク 応急対策活動の状況に関すること

- a 救護所の開設
- b 交通機関、道路の復旧
- c 電気、水道等の復旧
- d 電話の復旧

ケ その他町民生活に必要なこと

- a 給水、給食の状況
- b 避難所・救護所の状況
- c 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板サービスの運用開始情報
- d 防疫情報
- e 災害相談窓口の開設等

コ その他

上記のほか、町民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

② 広報の方法

ア 防災行政無線

災害発生初期における、出火防止等の呼びかけ、避難情報、生活関連情報の広報など情報伝達媒体の柱とする。

イ 広報車

防災行政無線の補助的手段として、特にきめ細かい情報提供活動や避難誘導を行う必要がある場所で、広報活動を実施する。

ウ 広報紙

発行体制を早期に整え、災害対策活動、生活情報等全般に渡る情報を提供する。配布は、避難所、町有施設での配布、ボランティアによる配布、新聞折込等で行う。

エ 町ホームページ

町で開設したホームページより、情報を提供する。

オ あんしんメール

携帯電話やパソコンに登録された方に、町からメールで情報を提供する。

カ t v k データ放送

t v k データ放送へ、情報を配信する。

キ SNS等

町の公式 Twitter 等により情報を提供する。

4 広聴活動

町は、災害で被災した町民の生活上の不安・要望などの解消を図るため、関係機関と協力し、防災センター及び避難所等に災害相談所を設け、相談活動を実施する。聴取した要望等については、速やかに各部、防災関係機関に連絡し早期解決に努めるとともに、復旧計画に反映させるものとする。

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等

水防法第15条及び土砂災害防止法第8条の対象となる要配慮者施設等について、次のとおり示す。
 (地域防災計画本文第1章第5節(3)及び第2章第2節(6)関連)

No.	施設名称	施設区分	所在地	想定される災害等		備考
				洪水・浸水	土砂災害	
1	KOMNY やまなみ工芸	社会福祉施設	山北1430		○	
2	やまきたこども園	学校等	山北1266		○	
3	向原保育園	社会福祉施設	向原1630	○		
4	リッチライト やまきた	社会福祉施設	向原1640-2	○		
5	山北町健康 福祉センター	社会福祉施設	山北1971-2		○	
6	川村小学校	学校等	山北1002		○	
7	山北中学校	学校等	向原405		○	
8	飛弾クリニック	医療施設	向原150	○		
9	山北町立 山北診療所	医療施設	谷ヶ1018-20		○	